○財務省告示第百九十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年五月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十八年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二万二千百六十一トン

二　冷凍牛肉　三万五千百八十八トン

○財務省・農林水産省告示第十八号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、平成十年六月十七日大蔵省・農林水産省告示第三十二号（農業信用保証保険法第二条第三項第四号及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件）の一部を次のように改正し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

平成二十八年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　森山　**裕**

第一条第一号ニ(3)イ中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第十条第二項」を「第九条第二項」に改める。

○厚生労働省告示第二百七十三号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年七月一日から適用する。

平成二十八年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三第十九号を次のように改める。

十九　削除

第三に次の一号を加える。

六十一　重粒子線治療　非小細胞肺がん（ステージがⅠ期であって、肺の末梢に位置するものであり、かつ肺切除術が困難なものに限る。）

○厚生労働省告示第二百七十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び21の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年七月一日から適用する。

平成二十八年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「

兵庫	加古川西市民病院	0.0176	0.0680
兵庫	加古川東市民病院	0.0176	0.0537

」を

別表第三中

「

兵庫	加古川中央市民病院	0.0176	0.0629
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）

」に改める。

○厚生労働省告示第二百七十五号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十八年厚生労働省告示第百五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年七月一日から適用する。

平成二十八年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第四号を第八号とし、第三号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　福岡県の区域（福岡西公共職業安定所の管轄区域に限る。）

第二号の次に次の三号を加える。

三　宮城県の区域（大河原公共職業安定所の管轄区域に限る。）

四　大阪府の区域（河内柏原公共職業安定所、枚方公共職業安定所及び河内長野公共職業安定所の管轄区域に限る。）

五　徳島県の区域（吉野川公共職業安定所の管轄区域に限る。）

○厚生労働省告示第二百七十六号

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十七号）の施行に伴い、独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

一　ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準（昭和四十七年労働省告示第七十五号）別表第一工作責任者の項

二　クレーン等製造許可基準（昭和四十七年労働省告示第七十六号）第四条第一号

三　労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者（昭和四十七年労働省告示第百三十八号）第一号

四　労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和四十八年労働省告示第三十七号）第一条第二号

五　労働安全衛生規則第十八条の四第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示（昭和五十五年労働省告示第八十二号）第一号

六　安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和六十三年労働省告示第八十号）第一号

七　平成四年労働省告示第十二号第三号

八　平成四年労働省告示第十三号第三号

○農林水産省・環境省告示第十号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十八年六月二十日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣　森山　**裕**

環境大臣　大塚　珠代

承認番号　16―46P―0008

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	シンジェンタジャパン株式会社 代表取締役社長　篠原　聡明 東京都中央区晴海一丁目8番10号オフィスタワーX
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシ（*mEPSPS*, *pat*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）(GA21×T25, OECD UI：MON―00021―9×ACS―ZM003―2)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―